

4月から市の組織を一部再編しました

市では、限られた職員数で効率的な行政サービスを行うため、また、多様化するニーズに迅速かつ柔軟に対応しながら、細やかなサービスを市民の皆さんに提供するため、4月から組織と事務の一部を再編しました。

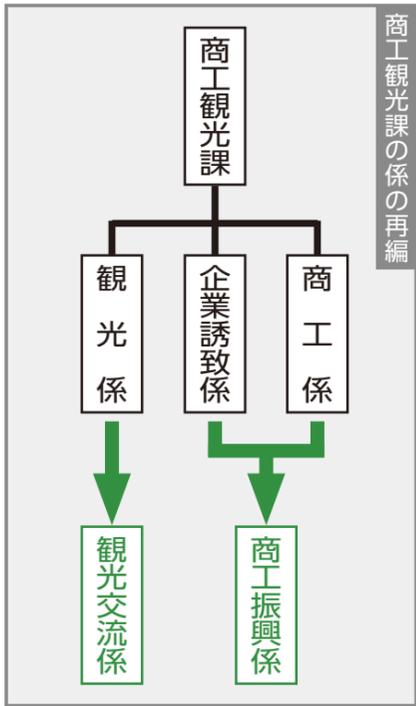
1 産業部 商工観光課

商工振興係を設置

産業団地への企業誘致、商工業者への支援や人材育成の強化に対応するため、商工係と企業誘致係を商工振興係に集約しました。

観光係から観光交流係へ

観光振興と併せて、交流



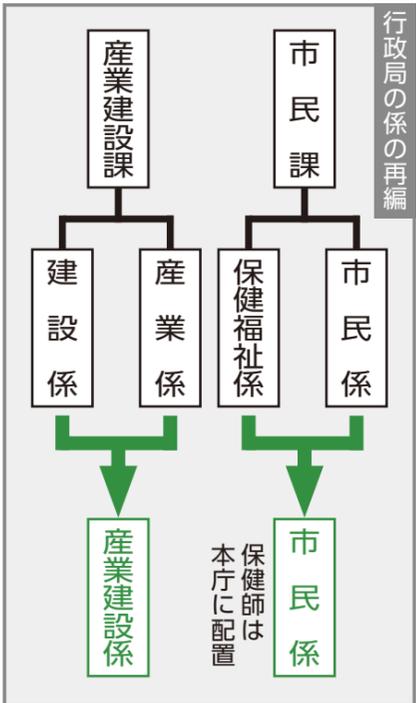
人口の増加への取り組みに対応するため、観光係から観光交流係に変更しました。

2 行 政 局

市民係と保健福祉係を市民係に、産業係と建設係を産業建設係に

変化する行政需要に対応するため、かつ緊急時にも

行政局の係の再編



柔軟に対応するため、市民課の市民係と保健福祉係を市民係に、産業建設課の産業係と建設係を産業建設係に集約しました。

申請等の受理後は本庁で

事務の効率化を図るため、申請などはこれまでと同じく行政局で受理し、受理後の事務を本庁に集約することにしました。

保健師を本庁に配置

保健業務に関する情報の共有を図り、業務を効率的に実施するため、保健師を本庁に配置しました。各地域で実施する保健事業については、保健師が本庁から出向いて実施することになります。



この再編によって、多様化するニーズに、これまで以上に柔軟な、効率的な対応を目指しました。

市では引き続き、事務の効率化と細やかな行政サービスの提供に向けて、組織の検討を進めます。

● 問い合わせ
総務部 総務課
☎ 81・2111

国民健康保険の手続きを忘れずに！

春は、卒業・入学、職場では退職・就職など、人の動きが多い季節です。こうした「異動」によって、加入している健康保険が変わることがあります。就職や転職で職場の健康保険に加入した場合や、退職などによって職場の健康保険から脱退した場合は、市役所の窓口で国民健康保険に切り替える手続きが必要です。

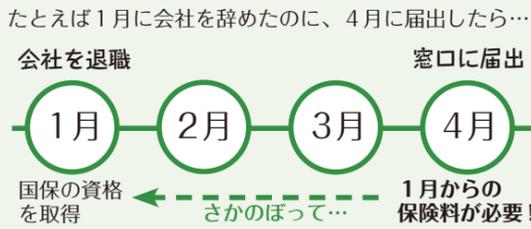
下の一覧表の異動がある方は、「印鑑」と「身分を証明するもの」、「マイナンバーが確認できる書類」を持参し、14日以内に必ず届け出をしてください。

● 問い合わせ 市民部 市民課 ☎ 82・1112

国保は、病気やけがをしても安心してお医者さんにかかれるよう、加入者さんなど日ごろからお金を出し合う助け合いの制度です。



加入の届出が遅れると…



● 国民健康保険に入る場合

こんなとき	届出に必要なもの
職場の健康保険の資格がなくなった	・退職、離職証明書
他の市町村から転入した	・転出証明書
生活保護を受けなくなった	・保護廃止通知書
子どもが生まれた	・母子健康手帳

● 国民健康保険をやめる場合

こんなとき	届出に必要なもの
職場の健康保険に加入した ※扶養の方が加入した場合も手続きをお願いします。	・国保保険証 ・職場の健康保険証
他の市区町村へ転出する	・国保保険証
生活保護を受けはじめた	・保護開始通知書 ・国保保険証
死亡した	・死亡を証明するもの ・国保保険証

● その他

こんなとき	届出に必要なもの
住所・世帯主などが変わった	・国保保険証
学校などの関係で別の保険証が必要になった	・国保保険証 ・在学証明書（学校の関係で別の保険証が必要なきとき）
保険証を紛失した	・身分を証明するもの（免許証など）

※国民健康保険に入ったり、やめたりする手続きは、自動ではありません。

必ずご本人またはご家族の方の届け出が必要です。

※窓口に来る際は、世帯主と対象になる方のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード、通知カードなど）と、窓口に来る方の身分を証明するもの（マイナンバーカードや運転免許証など）をご持参ください。